

平成22年度地域バイオマス利活用交付金の実施について

平成22年度の地域バイオマス利活用交付金については、効率的な予算の執行を図ることとして、以下の通り実施することとする。

- 1 政策目標の実現に向けて予算の効率的な執行を図るため、地域におけるバイオマス利活用の推進が図られる、事業の着実な実施が図られる等、より確実にかつ早期に事業効果が発現できる地区に支援を行うこととし、要綱別表の事業メニュー欄の2の(1)地域モデルの実証及び(2)新技術等の実証の事業について、以下の通り、要領別表1の評価項目の一部を事業実施のための必須要件とする。
 - (1) 地域におけるバイオマスの利活用の推進を図る「地域モデルの実証」メニューについては、事業実施において評価項目4(地域におけるバイオマスの利活用)のポイント付けがなされた事業を支援
 - (2) 農村地域等において新たな技術の普及を図る「新技術等の実証」メニューについては、事業実施において評価項目5(バイオマス変換物の品質安定の工夫)のポイント付けがなされた事業を支援
- 2 本交付金において政策目標としている「バイオマスタウンの構築」を全国的に進めるために、全国複数の地区への支援が必要であるとの観点から、以下の通り、年度当たりの交付限度額を設定する。
 - (1) 要綱別表の事業メニュー欄の1の事業については、これまで一部の事業メニュー(「プラットフォームづくり支援」のうち「バイオマスの利活用高度化検討」メニュー)に適用していた交付上限額をすべての事業メニューに適用することし、10百万円を単年度の交付金額の上限とする。
 - (2) 要綱別表の事業メニュー欄の2の(1)～(3)の事業については、単年度交付金の上限額を原則として750百万円とする。(当該年度中に事業を行う緊急性がある等の事情がある場合、別途協議を行うものとする。ただし、この場合においても1,000百万円程度を限度とする。)